

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

山と緑あふれる元気な安芸市再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

高知県、安芸市

3. 地域再生計画の区域

安芸市の全域

4. 地域再生計画の目標

安芸市は、高知市から東へ約 40 キロに位置する田園都市で、市の南部を横断する国道 55 号を中心に県東部地域最大の市街地を形成している。南は土佐湾に面し、北は四国山地を背にし、徳島県と接している。面積は 317.20 平方キロメートル、人口 19,547 人（平成 22 年国勢調査）を有しており、森林面積は 281.70 平方キロメートルで、市域の約 89%を森林が占めている。市内の中央部には安芸川・伊尾木川が南流し、その流域には安芸平野が広がっている。

本市の状況については、過疎高齢化 31.9%（平成 22 年国勢調査）と、全国平均 23.0%（平成 22 年国勢調査）と比較しても高く、今後も高齢化率は上昇していく。とりわけ中山間地域においては、この進行がより著しいものとなっているうえ、地域へのアクセス条件の悪さが都市部との交流の妨げとなっている。それに加えて、外国産木材の輸入や在来木造住宅の減少に伴う需要の低迷などによって、価格は下落しており、それにより間伐など森林の管理が不十分となり、山村が担ってきた大気保全・土砂流出や崩落防止・水源のかん養といった公益的機能の役割を十分に果たせていない状況になっている。また農業分野においても、担い手不足、産地間競争の激化や輸入農産物の増加、燃料や農業資材の高騰など厳しい状況が続いている。

このように中山間地域での生活や農林業をとりまく環境は厳しさを増し、森林の荒廃や耕作放棄地の増加が問題となっている。また景気の低迷等による財源不足から、中山間地域の市道・林道などの基盤整備は遅れている。

このような状況の中、交通網を整備することは、中山間地域の住民生活及び経済活動にとって重要課題であり、地域活性化には必要不可欠である。また、森林の荒廃を防ぎ、果たすべき公益的機能を高めるためには、計画的な間伐実施等の森林整備が急がれる。

本計画は平成 22 年度から平成 26 年度にかけて実施された、「山を守り共に生きる元気な地域づくり計画」を継続して行う計画であり、本計画に掲げる道整

備交付金事業及びその他関連事業を継続的に行うことにより、間伐面積の増加を図り、効率的な農産物の搬出、間伐等の林業施行及び木材搬出を行い、農林業の振興を図ると共に、交流人口の増加も目標としている。例えば環境先進企業と当市が協働して、森林再生と交流の促進を図る「協働の森づくり事業」に取り組むことで、本市の資源を有効に活用し地域活性化を図る。

(目標 1) 市道・林道の整備による間伐実施面積の増加。

195ha／年 (平成 25 年度)
295ha／年 (平成 29 年度 中間年度)
→370ha／年 (平成 31 年度)

(目標 2) ②市道・林道の一体的な整備による地域資源を活用した交流人口の 10%増加 (安芸駅ちばさん市場来客人数+はたやま憩の家宿泊人数)
501,766 人／年 現在 (平成 25 年度)
528,000 人／年 (平成 29 年度 中間年度)
→551,942 人／年 (平成 31 年度末目標)

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本市の中山間地域活性化のためには、市道・林道の一体的な整備により、農林業の振興、交流人口の拡大を図る必要がある。国道 55 号、県道 29 号・211 号・213 号が地域の基幹道路であり、それらに接続する市道・林道において安全性の確保、利便性の向上を図るため、新たな路線の開設、未舗装路線の舗装、側溝の布設及び危険箇所の改良を行う。

その他関連事業として、各種補助事業の導入による市道の整備、作業道開設・間伐支援補助事業による森林整備を行い、地域再生計画の目標達成を目指す。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市道中川線 : 道路法に規定する市道に昭和 61 年 11 月認定済み。

- ・林道畑山仲木屋線：森林法による安芸地域森林計画（平成 25 年 4 月樹立）に路線を記載。

〔施設の種類〕 〔実施主体〕

- ・市道（安芸市） 安芸市
- ・林道（安芸市） 高知県

〔事業区域〕

- ・安芸市

〔事業期間〕

- ・市道（平成 27 年度～平成 31 年度）
- ・林道（平成 27 年度～平成 31 年度）

〔整備量及び事業費〕

- ・市道 4.00 k m
- ・林道 1.65 k m
- ・総事業費 550,000 千円（うち交付金 275,000 千円）
 - 市道 100,000 千円（うち交付金 50,000 千円）
 - 林道 450,000 千円（うち交付金 225,000 千円）

5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、地域再生計画を達成するために下記の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

①市内中心部周辺の基幹道路への接続道となる市道整備

内 容 国土交通省の社会資本整備総合交付金などを活用し、「一の宮東線」「ツガバタ線」「小谷線」「沢の平線」「岡東前田線」を計画的に整備し、アクセス条件の改善を図る。（高知県支援事業）

実施主体 安芸市

実施期間 平成 27 年度～平成 30 年度

②間伐事業の実施

内 容 高知県の緊急間伐総合支援事業等を活用し、森林が果たすべき公益的機能の維持増進のために間伐を促進する。(高知県補助事業)

実施主体 林業事業体等

実施期間 平成 27 年度～平成 31 年度

③作業道の開設

内 容 国庫造林補助事業等を活用し、効率的な間伐及び木材搬出作業を行うために作業道の開設を進め、林内の路網密度を高める。(農林水産省補助事業)

実施主体 高知県

実施期間 平成 27 年度～平成 31 年度

④地域資源を活かした交流事業の実施

内 容 環境先進企業と共に協働の森づくり事業（間伐体験）を実施する。(安芸市単独事業)

実施主体 安芸市、地元団体、民間企業等

実施期間 平成 27 年度～平成 31 年度

5-5. 計画期間

平成 27 年度～平成 31 年度

6. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画終了後において必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行う。目標 1 の間伐面積については、高知県安芸林業事務所の間伐面積データを用い、目標 2 の交流人口については、一般社団法人安芸市観光協会のデータから集計を行う。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 25 年 (基準年度)	平成 29 年 (中間年度)	平成 31 年 (最終目標)
目標 1 間伐面積	195ha	295ha	370ha
目標 2 交流人口	501,766 人	528,000 人	551,942 人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
間伐面積	高知県林業振興・環境部安芸林業事務所のデータから収集
交流人口	指定管理である一般社団法人安芸市観光協会のデータから収集

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や計画終了後の方針

6-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

4 に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（安芸市ホームページ）にて公表を行う。

7. 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8. 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9. 産業集積形成糖基本計画に関する事項

該当なし

